

# 治験・臨床研究教育プログラム

2017年 **12月11日(月) 17:30-18:30**

大阪市立大学医学部学舎 4階 大講義室

## テーマ 「研究倫理と倫理委員会」

### 1. 臨床研究を取り巻く環境

倫理委員会事務局長 日下部哲也先生

### 2. 科学的・倫理的な研究とは

倫理委員会事務局長補佐 若林 由美先生

### 3. 倫理委員会規程・研究申請手続き等解説

倫理委員会事務局長 日下部哲也先生  
倫理委員会事務局長補佐 若林 由美先生

臨床研究を実施するためには、研究計画の内容の科学性と倫理性について、倫理委員会による審査を受けた後、研究機関の長（研究科長・病院長）による研究実施の許可を得ることが必要です。

今回のセミナーでは、過去の臨床研究に関する不適正事例から臨床研究法の成立に至った経緯と、科学的・倫理的な研究とは何かについての講義と、倫理委員会規程（改訂版）のポイント、研究申請に際し留意すべき点、必要な手続き等についてご説明いたします。ぜひ、ご参加ください。

※資料は各自でご持参ください。前日までに全学ポータルに掲載します。

第6回 2月頃 臨床研究法について をテーマに開催予定です。

本教育プログラムは、治験や臨床研究（臨床試験）に参加される主任研究者（または責任医師）及び分担研究者（または分担医師）は、年1回以上、受講することが義務づけられています。